

調査事業に係る事後評価記載様式

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、地域における公共交通の現状と課題を住民アンケート、ヒアリング等で幅広く把握したうえで、将来像及び目標を適切に設定し、バスフォーラム(説明会)の開催を通じ、住民への周知と意見集約を行い、住民の理解を得ながら、基本目標を達成するための事業について関係者の実質的な合意形成を図ったうえで総合連携計画を策定した。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

平成15年度に通勤ターバンで3か月間試行運行した巡回バスについての分析と、公共交通に関する住民アンケート調査、鉄道駅利用者アンケート調査を整理するとともに、臨海部企業へのヒアリングを実施することにより、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した。なお、抽出した課題は、法定協議会において追加すべき課題、見落とし等の確認を行っている。
(別添「武豊町地域公共交通総合連携計画」及び「武豊町コミュニティバス新規開設路線の運行計画」参照)

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

住民アンケート調査、鉄道駅利用者アンケート調査では住民の生活行動を分析し整理するとともに、臨海部企業へのヒアリング調査や学識経験者を招いたフォーラムを実施することにより、地域における住民の生活行動に係る問題点や課題を幅広く把握した。加えて、法定協議会で住民代表として参加している議員、区長、各種団体等から、町の政策全般から対応すべき事項について指摘してもらい確認した。
(別添「武豊町地域公共交通総合連携計画」及び「武豊町コミュニティバス新規開設路線の運行計画」参照)

2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

住民や鉄道利用者、企業へのアンケート及びヒアリングを実施することで、今後の公共交通に対する要望等を把握し、利用者数目標及び今後必要な利用促進策事業を具体的に設定した。なお、法定協議会の座長(有識者)から、事業評価手法について情報提供をうけ、その手法を参考に数値目標設置を行っている。
(別添「武豊町地域公共交通総合連携計画」参照)

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

住民アンケートや企業ヒアリング等の結果や第5次武豊町総合計画(平成20年策定)の内容を踏まえ、地域公共交通に関する将来像、目標を設定している。
(別添「武豊町地域公共交通総合連携計画」及び「第5次武豊町総合計画」参照)

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

公共交通を提供する利用者像を設定し、その利用者に対応する目標と事業を想定している。具体的には、交通空白地帯の解消及び日常の買い物や通院など高齢者等の生活の足となる交通手段の確保を図るため、町内を巡回するバス及びデマンド型乗合タクシーの実証運行を選定した。
(別添「武豊町地域公共交通総合連携計画」参照)

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<p>Ⅲ 自立性・持続性</p>
<p>1 事業の実施に向けての準備</p>
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p>
<p>交通空白地域の解消と高齢者等の生活の足の確保を目標として定めているが、これらの目標を達成するため、町内巡回バス及びデマンド乗合タクシーの実証運行を取組事業として選定しており、これらの取組事業についての具体的な内容やスケジュールを検討するため、法定協議会で協議検討に加えた。また住民全体の意見聴取のため、コミュニティバスフォーラムを行った。 (別添「地域公共交通会議議事録」参照)</p>
<p>② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p>
<p>事業効果の把握・検証を行うために、事業のモニタリング手法として、利用者満足度等を測るためのアンケート調査を実施する計画を総合連携計画に記述した。また、法定協議会の座長(有識者)から事業評価手法について紹介頂き、その手法の導入を検討した。具体的には、運賃、経路等大幅に改善される路線については、その持続性を確保するため運賃収入割合の向上や、事業の改善による利用者満足度の向上を図り、新規路線については、乗降者数から事業の定着度を、利用者アンケートからは利用者満足度を測り、それぞれの向上を図ることとするが、その評価方法等については、法定協議会で検討し総合連携計画に記述した。 (別添「武豊町地域公共交通総合連携計画」参照)</p>
<p>③ 事業の実施主体が検討されたか。</p>
<p>実証運行の実施主体については、指名プロポーザルにおいて交通事業者から選定し、法定協議会に報告のうえ総合連携計画に記述した。また、利用促進事業、事業評価活動については、法定協議会から受託し町が実施する旨、総合連携計画に記述した。 (別添「武豊町地域公共交通総合連携計画」参照)</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p>
<p>平成22年度の実証運行事業の実施においては、総合事業による国費のほか、武豊町からの財政支出によるものとして現在調整をしている。なお法定協議会での具体的な検討については、来年度予算承認のための法定協議会(3月開催予定)で検討及び承認する。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p>
<p>単なる協賛金や寄付金に留まらない支援(ベンチの提供等)を受け入れるための環境整備を図ることを法定協議会で検討し、総合連携計画に記述した。住民に対しては、バスフォーラムの開催等を通して、意識啓発活動を実践している。 (別添「武豊町地域公共交通総合連携計画」参照)</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<p>IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成</p>
<p>1 協議会における審議体制等</p>
<p>① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。</p>
<p>協議会の審議事項は協議会規約に規定されている。また、調査事業の進め方については、第1回目の法定協議会で検討されており、今後の実施状況についても、そのモニタリング及び分析等を法定協議会が行なうことが総合連携計画に記述されている。 (別添「地域公共交通会議規約」及び「交通会議第1回議事録」参照)</p>
<p>② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)</p>
<p>法定協議会の構成員には武豊町の区長会長、議会議長及び老人クラブ等各種団体の代表者が含まれている。また調査事業の進め方を法定協議会での審議内容及び公共交通に関する要望等を確認するためのヒアリング結果などについて法定協議会で説明しており、住民及び利用者の意見が調査事業に反映される仕組みが設けられている。 (別添「武豊町地域公共交通総合連携計画」参照)</p>
<p>2 協議会における審議</p>
<p>① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。</p>
<p>第1回の法定協議会においては法定協議会の審議事項を含む規約及び調査事業の進め方が決定された。それ以降の法定協議会においては、計画調査の実施状況及びそれらの結果に基づいた総合連携計画の素案について審議された。 (別添「交通会議第1回議事録」、「交通会議第2回議事録」及び「交通会議第3回議事録」参照)</p>
<p>② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。</p>
<p>法定協議会の傍聴は可能であり、開催時は必ず傍聴席を準備している。また、議事録は事務局及び町ホームページにて公表している。</p>
<p>3 地域関係者の実質的な合意形成</p>
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。</p>
<p>法定協議会において調査事業の進め方、実施状況が報告・審議され、事業内容等が審議された。それらに基づき法定協議会で策定された総合連携計画の素案に対しての地域住民の意見を聴取する機会としてバスフォーラムを開催し、地域関係者の実質的な合意は形成されたと言える。 (別添「バスフォーラム開催記録」及び「アンケート結果」参照)</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。